

中小企業の経営の安心のための セーフティネット関連共済2法案

- ・小規模企業共済法の一部を改正する法律案
- ・中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案

平成22年3月
中小企業庁

小規模企業共済法の一部を改正する法律案

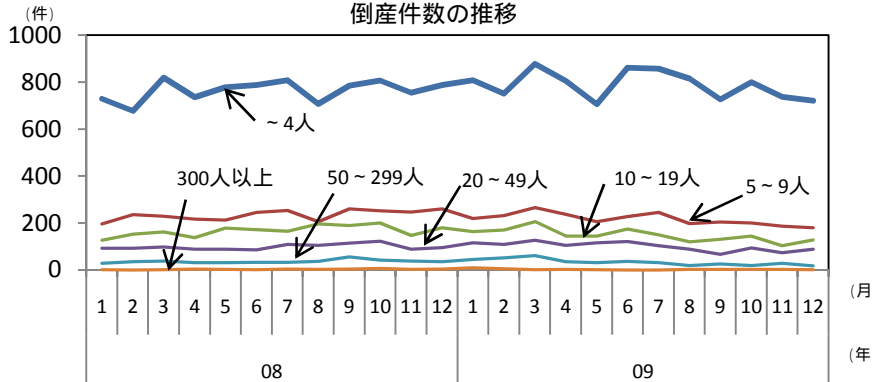
小規模企業を取り巻く経済環境は極めて厳しい。倒産件数も高い水準で推移。小規模企業の中核である個人事業の経営者の将来不安を払拭することが緊急課題。

事業主と一体となって経営を行う「共同経営者」(配偶者や子など)について、共済加入を認めることで、安心して事業に専念できるようにすることが可能。今回の改正により、新たに10万人以上の「共同経営者」の加入が想定。

なお、「平成22年度税制改正大綱」(平成21年12月22日閣議決定)において、法律改正を前提に、共同経営者に掛金控除等を講じることを決定。

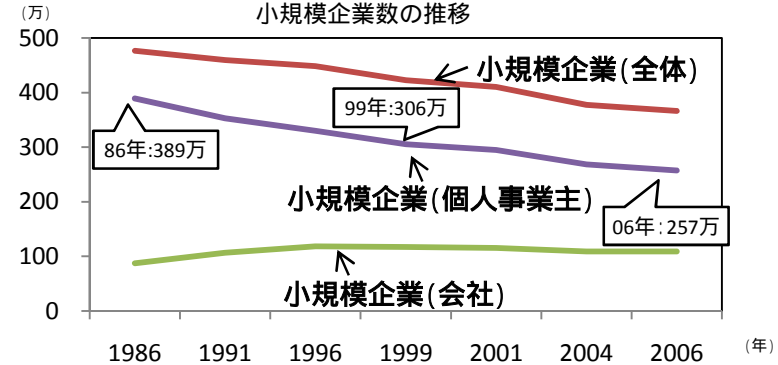
1. 小規模企業を取り巻く現状

世界的な経済危機以降、小規模企業を取りまく経済状況は悪化。倒産件数の推移



出典:東京商工リサーチ「大企業・中小企業・小規模企業別倒産状況の推移」

小規模企業の約7割は個人事業主が占めており、個人事業主の数は大きく減少。小規模企業数の推移



出典:総務省「事業所・企業統計」

2. 小規模企業共済制度

小規模企業経営者(個人事業主、会社役員)が廃業や引退に備えて、掛金を積み立てる制度。

掛金(月額7万円が上限)は全額所得控除、廃業時等に受け取る共済金は、退職所得控除等の対象。

減税効果(年間)

	納税額	減税額
非加入者	53万円	-
加入者	44万円	9万円

(注)年収500万円、掛金は月額3.6万円。

30年間掛金を納付

掛金総額	節税総額	実質負担額 (「掛金総額」-「節税総額」)	共済金額
1,296万円	259万円	1,037万円	1,562万円

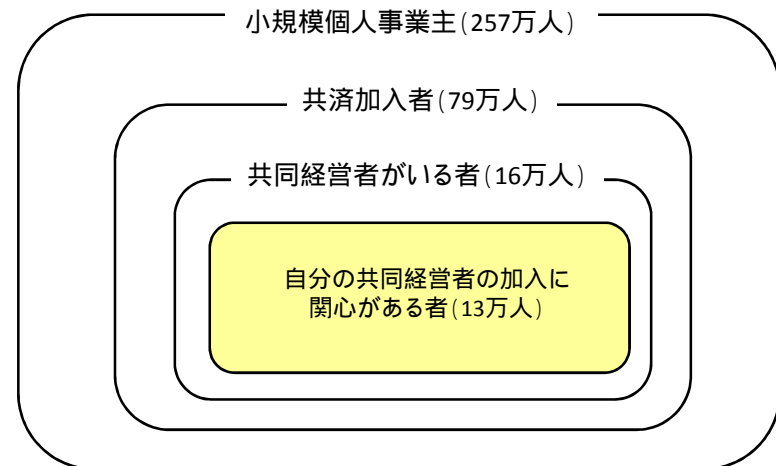
()退職所得控除適用後の税引後の金額。

1.5倍

3. 新規加入対象者の範囲

個人事業主の「共同経営者」に加入を認める。

加入できる「共同経営者」の数は2人まで。

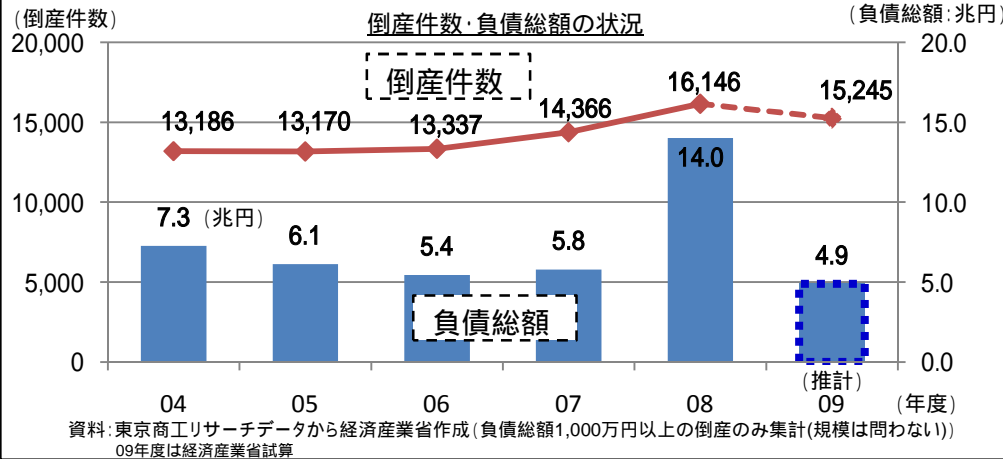


中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案

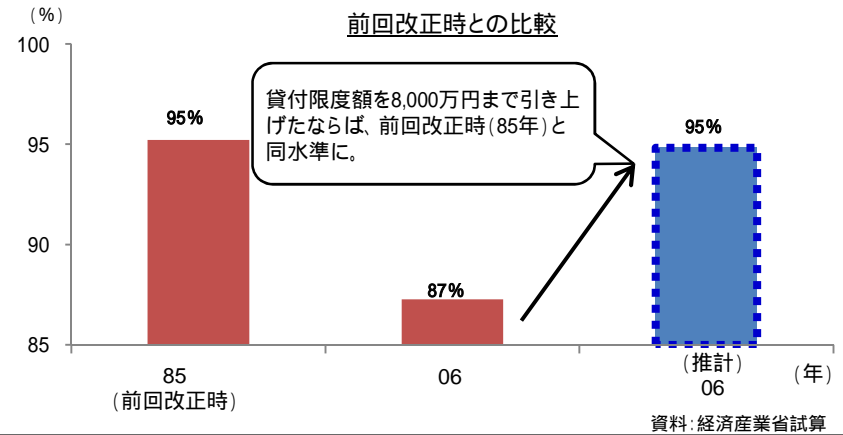
倒産件数の増加に加え、取引先の倒産によって回収困難となる売掛金債権額が高額化している中で、中小企業の連鎖倒産リスクは増大。このため、**法定の貸付限度額等の政令事項化とその引上げ、共済事由の拡大等**の法改正により、中小企業倒産防止共済制度の機能を強化。なお、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、法改正を前提に、今般の制度見直しを行った上で引き続き課税特例を適用する旨、了承済み。

1. 現状

近年、倒産件数は高水準。連鎖倒産リスクは増大。

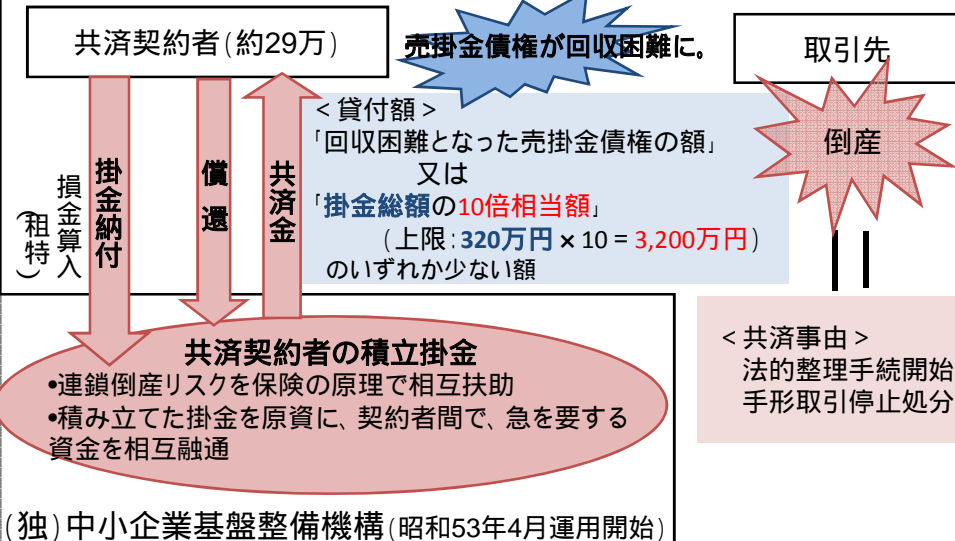


取引先が倒産した際に、貸付限度額3,200万円では被害額を全額賄うことができる中小企業の比率は低下。



2. 現行制度の概要

無利子・無担保・無保証人。与信審査なく、迅速に資金手当て。
貸付額の10分の1を積立掛金から「保険料」として控除、制度全体の貸倒れを補填。



3. 改正内容

共済金の貸付限度額を3,200万円から8,000万円に引上げ

掛金総額上限 現行 320万円 改正 800万円
掛金月額上限 現行 8万円 改正 20万円

貸付限度額等を法定事項から**政令事項**に改正

貸付限度額の引上げに伴い**償還期間上限を延長(5年 10年)**

共済事由に、**私的整理の一部を追加**

債務整理を代理する資格を持つ弁護士・司法書士が関与する私的整理未加入者の28.7%は、私的整理が共済事由に追加されるならば加入を検討する旨回答。

早期償還手当金を創設し、将来に備えた早期返済を支援

期限前に償還した契約者に対し、前倒し期間の金利相当分を還元。